

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012仙第44号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成24年9月2日（日） 15時20分ごろ
発生場所	青森県青森市後 ^{うしろがた} 潟漁港南南東方沖 青森市所在の後潟港東防波堤灯台から真方位153° 2,200m 付近 (概位 北緯40° 54.8′ 東経140° 40.9′)
事故等調査の経過	平成24年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート オクトパス、10トン
船舶番号、船舶所有者等	250-31788青森、日運建業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 定置網の一部切断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、クルージングの目的で青森市所在のマリーナを出航したのち、後潟漁港南南東方沖を航行中、平成24年9月2日15時20分ごろ、定置網に進入し、推進器に定置網が絡まり、網を切断した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約7m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	船長は、後潟漁港南南東方沖に定置網が設置されていることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、後潟漁港南南東方沖を航行中、船長が、同海域に定置網が設置されていることを知っていたが、見張りを適切に行っていなかったことから、定置網に進入し、推進器に網が絡まり、網を切断したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、後潟漁港南南東方沖を航行中、船長が、同海域に定置網が設置されていることを知っていたが、見張りを適切に行っていなかったため、定置網に進入し、推進器に網が絡まり、網を切断したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定置網が設置されている付近を航行する際、定置網に近づかないように注意して操船すること。・ 航行中、常時適切な見張りをを行うこと。
-----------	---